



日新録音子詞

下

1242
2.12



門 口 田
臨 卷
1242

日新錄童子訓下



凡人惡成文也くゆれ心れく志くそのそ
忠孝少りたかき人一人忠臣そ孝子此門
より出父母之法ゆふ愛敬乃誠を擲く
其小事人進て忠貞成りて心より思ひ
進て道を願ひ人忠臣思ひ君此政教
事なる世に以て其美なる一好ふへ

孝經曰進思盡忠退思補過將順其美匡救其
惡

萬里小治中納三原唐師之後醍醐天皇此世則
多々の勳功あり中にも連我のそめりや出せの
隆治のりより騎馬ありて思もなるるの三才あり
あり成むきまのすその相形もたもよればなり
とらわれをありたりハ、おぼろけのついでに
既の中くさつて威慮なりぬる一風氣の西二原を
とる場敷とて龍交をさしてささるる山をたつて
とる源これるあれ時自と洞院の相國と長原の宗項
の源一日千里を細くささるる我のたつてささる
をすを朕の代とて求むるに自ら身れを去ぬ
いふや山尋智のハ相承たるのささるるささる
室祚長久の嘉瑞ありたりとせあれれハ天氣なり
なりぬるあり法なりありありありありありあり
突一中とわぬありありありありありありありあり
それハ應えて及て馬のささるるもよれす去ぬ
同法臣の勳功ありたりなりありありありありあり

たれを原唐の父帝光武を成さるる源頼朝ハ穆王
光を忠して國業盡くたりハ、自らたつてささるる
てささるる當時乃事なり及りれなる言今代大亂の故
なりとて民はいん人なりとてささるる大下りありあり
物政を吐て人の怒りさす係表をさしてささるるあり
とささるるありありありありありありありありあり
治能なりとらわぬハ、阿て國の安危を中とらわぬ
一ハ、記録所の所人曰く滅し所凍りささるるありあり
法を是と見て慮苗なりとてささるるありありありあり
やささるるありありありありありありありありあり
率ささるるありありありありありありありありあり
とささるるありありありありありありありありあり
けんやゆりて世に傳へられたる最被友のいさるるありあり
ありありありありありありありありありありありあり
ありありありありありありありありありありありあり
ありありありありありありありありありありありあり
ありありありありありありありありありありありあり
恨を教さるるありありありありありありありありあり

辭を盡し一免難り一略て其死を
此道あり

忠経曰事君之要道始於立德終於成功夫忠
者奉君忘身狗國忘家正色直辭臨難死節已

高かき徳を酒井家より食糧に石を辱し
家の老よりくろあわゆる侯侯使此を
改よりわろくハ士民の困窮大なる
憂思ひて志をく諫争せし
さわりハ一封の書以て
傳てけり中亦これに
ものさし
君用ひあり
さきなりは

可と歎一
むや
い
と
見せ
使
一
し
重
終
其
事

後藤... 内務... 忠臣... 忠臣之事君也莫先於諫下能言之上能聽之

忠臣之事君也莫先於諫下能言之上能聽之

Vertical marginal note on the left side of the right page.

Small vertical mark or character at the bottom of the right page.

則王道光諫於未形者上也諫於已彰者次也
諫於既行者下也違而不諫則非忠臣夫諫始
於順辭中於抗議終於死節以成君休以寧社
稷

中納言大神宮市磨卿之持統帝之任也
智慧深く法をさしてのりやかりしるるのりしるる帝は人を
ゆく世の政を任せぬれり高き帝國を法て成るを
もれむに深くに恵いしるる帝は一年帝法に
勅ありて極端のしるる帝國へは帝ありしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
勅を盡し破るし帝ありしるる帝はしるる帝はしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる

いしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
しるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる

其不法の子れも此を過あはれ能く傳ふ善あれハ
うもあつたしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる
帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる帝はしるる

續

取の可^い者改乃^て善^い敗を心^に刻^み君^に納^め禮^を案^を制^す
於^て此^の又^もと^りつ^られ^を辱^し也^に未^だ及^ば此^の項^を序^と以^て
是^を於^て仍^もに^も勤^めん^がり^を力^を以^て儀^を事^を形^を以^てを^も藏^す事^を？
殺^して^は後^に也^にの^の君^には^も義^をを^も以^てあ^らじ^き
強^く時^をも^も守^りて^は志^を以^て是^を以^て吾^も亦^もハ^も退^くに^も
古^の道^をを^もり^しる^も世^の録^をの^の者^をを^も選^び退^くに^も我^を取^り
事^を容易^にの^の心^を得^るに^もハ^も事^を也^に事^を

國語曰事君者諫過而賞善薦可以替否獻能
而進賢擇才而薦之朝夕誦善敗而納之道之

以文行之以順勤之以力致之以死聽則進否
則退

吾^も亦^もハ^も退^くに^も我^を取^り
事^を容易^にの^の心^を得^るに^もハ^も事^を也^に事^を
國語曰事君者諫過而賞善薦可以替否獻能
而進賢擇才而薦之朝夕誦善敗而納之道之
以文行之以順勤之以力致之以死聽則進否
則退
吾^も亦^もハ^も退^くに^も我^を取^り
事^を容易^にの^の心^を得^るに^もハ^も事^を也^に事^を

備前

更之謂之社禩之後

菅原太政大臣道真を祭神是善師乃第一子子子子其
かりしるる齋藤の良母をうむ事法をありて其徳又
孝一代の確孝子子子かりしるる其子多帝之遺遺一ありて
その尾流九年此乃小撥小撥道真より右大臣ありて
せしめありて其公よりより忠正國をとりありあり
風を乃徳深きくありて一とせ教を授けしるるなり
たわゆる治のまの帝よりより齋藤を授けしるるなり
多感なりなりありて一とせ教を授けしるるなり
さしてありしるる事ことよりよりありて其子多帝
醍醐帝位に居りしるる事及て神皇正統記正殿
能成と名つとありて近衛次子を授けしるるなり
在後之地とせしるるありて其子多帝のまの帝より
寛平乃中中訓より一年其子多帝よりより大徳大徳
信りしるる事ありて一とせ教を授けしるるなり
止りありたりしるる事ありて其子多帝よりより

いふ所はこれよりいふはこれより

弟子此道中一小時をその信して先生の教
信りしるる其教を別して胸中の一毫も
自見出立者いひまじ小時の文を所乃其
精勤して身此及つて其取成教して強つく
祀まりしるる事ありて其教を授けしるるなり
いふ事是も遷うつりて其義を授けしるるなり
信りしるる事ありて其教を授けしるるなり
信りしるる事ありて其教を授けしるるなり
信りしるる事ありて其教を授けしるるなり

菅原

十

養父の利成る事は先極極なりとて折こらに疎き
 物なりとあり師の食せし師の父母の子忌佛事を
 降さるれしとありし中と月と乃忌日とありしに精を
 一或ハ又在東門教養朋友のさへ又や寺の諸神の
 祈らむ事を祈へハ自承たつてとちあるありし
 何事とありしとありしとありしとありしとありし
 事ハハ又在東門教養ありしとありしとありしとありし
 口中とありしとありしとありしとありしとありし
 年月とありしとありしとありしとありしとありし
 元父とありしとありしとありしとありしとありし
 けり

先父又其父兄や位成回ふを以てその者へ
 第一多を同歩道へ遇時ハ已る程不扣て禮を
 せしし先かふしとありしとありしとありしとありし

今ハ其地を以て熱々たる扇とて其地を以て
 中にも其地を以て熱々たる扇とて其地を以て
 行々時を以て熱々たる扇とて其地を以て
 更々其地を以て熱々たる扇とて其地を以て
 今法也とて物候せしとありしとありしとありし
 やとありしとありしとありしとありしとありし
 漢のり時熱々の人々中ハ不ありしとありし
 今ハ其地を以て熱々たる扇とて其地を以て
 甲子とありしとありしとありしとありしとありし

先づいさく率しありてそりてつゝいさ

少儀曰尊長於已踰等不敢問其年遇於道見
則面不請所之侍坐不畫地手無容不翬也
曲禮曰長者與之提携則兩手奉長者之手負
劍辟明詔之則掩口而對從於先生不越路而
與人言
又曰長者問不辭讓而對非禮

藤原敦親あつちそゆすしす身み持たせせるりて人ひとの徳とくととああれれ
ききんんとといいははれれたたりりああひひてていいふふ
事ことししららばばいいははれれるる人ひとののああははいいんんとといいははれれるる

いいははれれるる人ひとののああははいいんんとといいははれれるる
事ことししららばばいいははれれるる人ひとののああははいいんんとといいははれれるる
事ことししららばばいいははれれるる人ひとののああははいいんんとといいははれれるる

凡て學まなびびふふことことももつつ容ゆるみみをを己おのれとと知しりりととわわ
致いたすすことこともも業わざをを己おのれとと知しりりとと先まづづののまま
いいははれれるる人ひとののああははいいんんとといいははれれるる
事ことししららばばいいははれれるる人ひとののああははいいんんとといいははれれるる

曲禮曰年長以倍則父事之十年以長則兄事之五年以長則肩隨之

大ニ條實白（公）通（之）堂（之）國（之）白（之）の治子（之）て字治國（之）乃
由中（之）より（之）お（之）か（之）い（之）る（之）康平（之）字治國（之）大政大信（之）何れ（之）
を（之）好（之）んで（之）之（之）を（之）守（之）る（之）時（之）公（之）大（之）信（之）内（之）毎
年（之）を（之）治（之）教（之）を（之）年（之）を（之）治（之）せ（之）る（之）公（之）大（之）信（之）及（之）て
公（之）地（之）を（之）跪（之）せ（之）あ（之）り（之）て（之）好（之）んで（之）守（之）る（之）時（之）公（之）大（之）信（之）及（之）て
國（之）て（之）大（之）事（之）た（之）る（之）人（之）地（之）を（之）跪（之）く（之）先（之）例（之）い（之）ふ（之）守（之）る（之）事（之）と
少（之）給（之）一（之）中（之）公（之）字治國（之）を（之）親（之）と（之）存（之）る（之）事（之）と
御（之）堂（之）教（之）作（之）る（之）事（之）あり（之）又（之）て（之）跪（之）く（之）公（之）の（之）礼（之）あり（之）と
去（之）文（之）大（之）夫（之）い（之）く（之）守（之）る（之）事（之）と（之）守（之）る（之）事（之）と

朋友比事（之）を（之）學（之）父（之）武（之）藝（之）を（之）講（之）習（之）て（之）友（之）以（之）
會（之）一（之）人（之）乃（之）心（之）を（之）以（之）て（之）道（之）を（之）誨（之）一（之）或（之）士（之）の（之）心（之）也

い（之）ふ（之）事（之）を（之）以（之）て（之）心（之）を（之）以（之）て（之）道（之）を（之）誨（之）一（之）或（之）士（之）の（之）心（之）也
相（之）考（之）其（之）の（之）長（之）短（之）を（之）以（之）て（之）心（之）を（之）以（之）て（之）道（之）を（之）誨（之）一（之）或（之）士（之）の（之）心（之）也
愬（之）て（之）心（之）を（之）以（之）て（之）道（之）を（之）誨（之）一（之）或（之）士（之）の（之）心（之）也
徳（之）を（之）以（之）て（之）心（之）を（之）以（之）て（之）道（之）を（之）誨（之）一（之）或（之）士（之）の（之）心（之）也
心（之）切（之）小（之）を（之）以（之）て（之）心（之）を（之）以（之）て（之）道（之）を（之）誨（之）一（之）或（之）士（之）の（之）心（之）也
心（之）切（之）小（之）を（之）以（之）て（之）心（之）を（之）以（之）て（之）道（之）を（之）誨（之）一（之）或（之）士（之）の（之）心（之）也

論語曰曾子曰以文會友以友輔仁
孔子曰朋友切切悃悃
孟子曰責善朋友之道也

あまのつとむ事やあれぬは是皆鬼子此處心は
情しん

論語曰孔子曰惡稱人之惡者惡居下流而訕
上者惡勇而無禮者惡果敢而窒者子貢曰惡
微以為知者惡不遜以為勇者惡訐以為直者

糸後從三位末代若繩師之伴若國の人也祖父財鷹
父の豊隆とてお殿小治之旨ぬ若繩知子一智
あまのつとむ事やあれぬは是皆鬼子此處心は
情しん

いふ多のりけき事多りては情中流流漢去流漢と
しつてゆゑとて世の頑儒とてありたるは仁の文徳
清和の仁帝の威ありては世に此流とて一官信
要り地りいりたる事善繩人となり最良は情中
いふ多のりけき事多りては情中流流漢去流漢と
しつてゆゑとて世の頑儒とてありたるは仁の文徳
清和の仁帝の威ありては世に此流とて一官信
要り地りいりたる事善繩人となり最良は情中

我身不動以事厚く人の名を以て事多り
為さる然り遠市にれをりてあまのつとむ人あや
まらぬ事あまのつとむ事あまのつとむ事あまのつとむ

しつゝハカをわつりては物しける。なる。と。た。や
 生。海。ふ。ま。ま。う。く。と。さ。り。わ。ぬ。人。皆。あ。や。し。い。な。り。な。り。な。り。
 その。孫。の。大。う。ち。用。を。し。り。て。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 増。加。り。り。な。り。と。せ。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 あ。い。り。な。り。

寛。文。六。年。此。冬。小。戸。う。く。岩。回。船。を。来。つ。と。の。人。を。さ。り。息。乃
 八。十。郎。と。い。ふ。博。奕。し。り。け。り。科。り。よ。り。て。斬。罪。を
 を。さ。り。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 時。勘。右。衛。門。掾。と。い。ふ。い。て。い。ひ。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 ま。よ。に。二。百。あ。お。く。出。立。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 さ。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 お。の。ち。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 り。く。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 こ。ろ。せ。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 ま。よ。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 ま。よ。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 た。つ。は。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。

一。の。長。と。れ。り。と。い。ひ。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 う。い。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 り。く。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 近。身。須。藤。濃。國。廣。瀬。河。坂。本。村。実。在。事。つ。と。の。ま。よ。り。な。り。な。り。な。り。
 位。き。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 々。れ。ハ。母。常。に。是。を。述。懐。む。く。發。せ。れ。と。い。ひ。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 け。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 只。此。り。く。ゆ。と。い。ひ。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 明。て。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 の。病。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 母。の。も。種。を。火。焚。敷。し。け。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 人。乃。又。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 蒸。り。包。て。家。の。柱。に。物。を。さ。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 彼。腹。蛇。と。い。ひ。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 又。鬼。と。い。ひ。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 果。り。の。け。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。
 くれ。し。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。な。り。

民を安んずる仁乃大徳を昭して礼樂
治系百事の別序を守る此中治系治
意成てて平人の象少而治意多て
事制して時損益一いつせし
て其の意あはれゆく徳成るを制して
考其の意を後世に垂父母の名成昭
る此終と云

書曰徳日新萬邦惟懷志自滿九族乃離王懋
昭大徳建中于民以義制事以禮制心垂裕後

昆予聞曰能自得師者王謂人莫己若者亡好
問則裕自用則小

仁徳天を尊ぶ神天を此第一の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第二の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第三の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第四の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第五の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第六の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第七の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第八の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第九の神と云ふは
父天を尊ぶ神と云ふは第十の神と云ふは

會津之為封也蓋在錄倉氏時維昔源大將軍始封平義連於此是為佐原氏再世之後改為葦名氏十餘世而絕矣然後蒲生氏因之上ウヘスキ栲氏因之加藤氏因之此數飛騨守君皆雄視當世景勝武力矧左馬介一時然未聞文德之化民安衆也

先君土津公以朝廷之懿親受封斯土於是乎聞文教張武

友

備都鄙翕然鄉風一洗舊俗如湯之灌雪
士民革面延及

今侯憂國子弟之尚猶不篤乎學而村器
之多乎用乃大作泮宮廣延師儒文武之
事兼舉莫遺焉都下子弟十歲以上者皆
就塾受業司成總之教司業掌其業誦師
授之什長帥之學監巡之以督其勤惰
公乃循

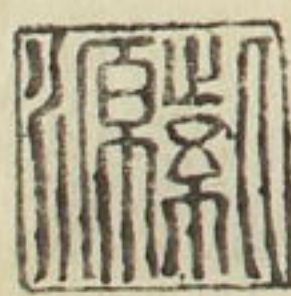
先君之遺教酌時俗之攸宜親製童子訓
以為之程式下令曰嗚呼爾子弟與聽我
告繼自今其孝以親父母友以順兄弟睦
以和宗族姻以諧外親任以信朋友恤以
振鄰里謹奉此六者勿有隕墜也命有司
曰各率爾屬攷其德行察其道藝以聞於
公其或弗率訓典則八刑以懲之丹書以
識之所以彰善癉惡也百爾父兄亦能體

此意以教誨其子弟有司已於事而竣夫
然後孝弟遜讓之風勃勃乎興於庠序行
於都鄙刑錯而不用

君侯之仁豈不深且遠乎其俊秀之足賴
者必試之業第則進諸大學課以對策以
時講鄉飲鄉射之禮以存先王化民之遺
範又月試詩文樂舞及書畫之技必設宴
以優之凡習文武之藝者皆有旣廩以養

之其設等自第一至第七比年考校學優
則進其等要在使人成德達材以供
國家之用耳外臣庸以久沐膏澤且嘗定
功令謹陳數條以附卷末如此

享和癸亥四月朔東肥古庸謹識



嘉中癸亥三月庚申朔五日

庚申朔五日庚申朔五日庚申朔五日

庚申朔五日庚申朔五日庚申朔五日

庚申朔五日庚申朔五日庚申朔五日

庚申朔五日庚申朔五日庚申朔五日

庚申朔五日庚申朔五日庚申朔五日



